



埼玉弁護士会は

自衛隊を日本国憲法に規定することを内容とする憲法改正案については反対です。

※ 自衛隊を憲法に明記する憲法改正に反対する総会決議（2018年10月2日）

現在の憲法9条

- 1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



憲法への自衛隊明記案

2018年3月25日、政権与党（自由民主党）は、党大会において、憲法改正に向けて、自衛隊を明記する条文イメージ（たたき台素案）を元に議論を進め「憲法改正原案」を策定し国会へ提出することを目指すことを決定しました。

9条の2

- ①前条（9条）の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- ②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。



自衛隊明記案に反対!!

平和憲法 を守りましょう!

現行の安保法制の下では、日本は **他国の戦争** に巻き込まれる **危険** があります。

憲法に自衛隊を明記することで、その **危険** が高まります。

自衛隊の活動への協力要請のもと、**増税**や**社会保障費の削減**につながる **危険** があります。

危険1

恒久平和主義の観点

危険3

基本的人権尊重主義の観点

危険2

立憲主義の観点

危険4

国民主権の観点



危険1 恒久平和主義の観点

日本国憲法の恒久平和主義を守りましょう！

- ◎憲法9条2項（「戦力」の不保持規定）こそが日本国憲法の恒久平和主義の核心条項ですが、自衛隊の憲法明記は、自衛隊を戦争を行う「軍隊」に変貌させることにつながり、恒久平和主義を根底から覆すことになりかねません。
- ◎自衛隊の大規模災害時の救助・復旧支援に従事する活動等は自衛隊法に明記されており、日本国憲法に自衛隊を明記する必要性はありません。

平和憲法を
守ろう！

危険2 立憲主義の観点

内閣総理大臣の権限強大化に繋がり、極めて危険！

- ◎日本国憲法は、国家権力が暴走しないよう抑制するもの（立憲主義）であり、主権者は国民です。
- ◎憲法を権力者自身はその権限拡大の方向で変えようとすることは、立憲主義の精神に反します。
- ◎内閣総理大臣は、内閣と自衛隊の二つの機関の長を兼ねることになり、内閣総理大臣の憲法上の権限が強大化しかねません。

反対!!

危険3 基本的人権尊重主義の観点

基本的人権を制限される危険！

- ◎日本国憲法は、すべての個人が「個人として尊重される」（第13条前段）ことを核心原理（個人の尊厳）とし、基本的人権を認めていますが、自衛隊の任務・活動に必要なことは「公共の福祉」に適用として、国民の基本的人権を制限することを正当化される懸念があります。
例：イラク・南スーダン日報の隠蔽のように知る権利が制約されること
軍備増強のための増税や社会保障費の削減など

ダメ!

危険4 国民主権の観点

憲法改正手続法の根本的な改正がされていません！ 自衛隊の活動実態に関する情報が厳正に保管・開示されていません！

- ◎国民投票の14日前までのテレビ・ラジオ等における国民投票運動としての有料意見広告放送に何らの規制が加えられていないことや最低投票率の定めがなされていないことについて、同法成立時の参議院での附帯決議でも法施行までに検討を加えることが求められていますが、検討されていません。

埼玉弁護士会